

大阪ホームレス就業支援センター運営協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、大阪ホームレス就業支援センター運営協議会と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を大阪市西成区萩之茶屋3丁目6番地先に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、次のことを目的とする。

- (1) ホームレス自立支援センター入所者やあいりん地域高齢日雇労働者の就業による自立を促進するため、民間事業所等から幅広く仕事を集め、多様な就業機会を確保・提供することにより、自立の支援を図ること。
- (2) 安定した居住の場所を有せず、終夜営業のインターネットカフェ等の施設を主として起居の場所とし、不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している者（住居喪失不安定就労者）に対し、住居確保の支援を行いながらより安定した雇用機会の確保を促進するための支援を図ること。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 仕事開拓、求人開拓、職業相談、就業支援及び職場体験講習等に関する事業。
- (2) 民間企業等からの寄附金を活用した就業機会の提供等に関する事業。
- (3) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本協議会の会員は、大阪府、大阪市、財団法人西成労働福祉センター、社会福祉法人大阪自彊館、社会福祉法人みおつくし福祉会、社会福祉法人みなと寮、日本労働組合総連合会大阪府連合会、社団法人大阪労働者福祉協議会、特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構とする。

第3章 役員

(会長及び副会長)

第6条 本協議会に、会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長は、本協議会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この協議会の業務を処理する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長がその業務を行う。

(監 事)

第7条 本協議会に、1名の監事を置く。

2 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。

(選任等)

第8条 会長、副会長及び監事は総会において会員の互選により選出する。

2 役員任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 会長、副会長及び監事は相互にこれを兼ねることができない。

第4章 総 会

(構 成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会の議長は、会長が務める。

(権 能)

第10条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第11条 総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

(定足数及び議決)

第12条 総会は、全会員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

2 総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。

(議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議事録署名人が、署名、押印をしなければならない。

第5章 財産及び会計等

(財産)

第14条 本協議会の財産は、委託費、補助金、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

2 本協議会の財産は、会長が管理するものとする。

(事業計画及び予算並びに事業報告及び決算)

第15条 本協議会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において、出席者の過半数の議決を得なければならない。

2 前項の規定は、本協議会の事業報告及びこれに伴う決算に準用する。

3 本協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第16条 この規約は、総会において、出席者の過半数の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第17条 本協議会は、総会において、出席者の3分の2以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第18条 本協議会の解散のときに有する残余財産は、総会において、出席者の3分の2以上の議決を経て、本協議会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第19条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長等は、会長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に必要な事項については、会長が定める。

(備え付け書類)

第20条 事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 会長、副会長、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

第8章 補 足

(委 任)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 民間ホームレス就業支援協議会規約（平成17年2月1日制定）は、平成17年3月31日付けで廃止する。
- 3 この規約の施行の際、現に民間ホームレス就業支援協議会が有する権利及び義務は、本協議会が継承する。
- 4 主たる事務所を設置するまでの間は、仮事務所を大阪府中央区北新町4番5号第二太田ビル3階B室に置く。

附則

- 1 この規約は、平成19年3月29日一部変更。
- 2 この規約は、平成21年3月25日一部変更。
- 3 この規約は、平成23年3月25日一部変更。